

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 85

### ◆ 目次

#### 1. 主要トピック

##### カタール

- ・国際商標登録に関するマドリッド協定議定書に加入

##### サウジアラビア

- ・SAIP と OMPIC が PPH 試行プログラムを発足

##### アラブ首長国連邦 (UAE)

- ・ラアス・アル=ハイマ首長国で 100 万ディルハム相当の模倣品が押収
- ・UAE と米国が知的財産関連の協力強化を謳った協定に署名

##### ヨルダン

- ・ヨルダンにおける商標登録/特許登録の件数が 2023 年に爆発的に増加

##### トルコ

- ・トルコ特許商標庁が手数料を改定、新たな料金の導入も

#### 2. 他のトピック

##### バーレーン

- ・模倣品販売で告発されたバーレーンの商業事業者に無罪判決

##### 湾岸協力会議 (GCC)

- ・米国特許商標庁の代表団が GCC 特許庁を訪問
- ・GCC 特許庁が米国特許商標庁の協力を得て GCC 加盟国の特許審査官向けに研修プログラムを開発

##### イラン

- ・イランの女性投資家の割合は世界平均以上

### ヨルダン

- ・知的財産権保護に関する分野およびリーダーシップ/イノベーションの推進に関して「産業・貿易・供給省」が数多くの重要な成果を達成

### クウェート

- ・商標詐欺から消費者を守るためクウェートが新たな措置を導入
- ・クウェートが歴史的な知的財産条約を採択

### オマーン

- ・革命的かつ持続可能な建設ソリューションについてオマーンの学生がインド特許を取得
- ・オマーンが知的財産会議に参加

### パキスタン

- ・知的財産権の効果的な保護は海外直接投資の誘致に不可欠
- ・違法な貿易がパキスタンに与える損害をパキスタン・ルピーに換算すると年間 7,000 億ルピーもの多額に：報道記事
- ・パキスタン知的財産機構（IPO）は国家経済振興のための知的財産権を強調

### カタール

- ・カタールが「国際商標登録に関するマドリッド協定議定書」に加入
- ・カタールは知的財産問題に細心の注意を払う意向を確認
- ・フィリピンとカタールは両国間の投資促進保護協定（IPPA）の批准を年内に完了する見込み

### サウジアラビア

- ・貿易関係の強化を狙う EU がリヤドに最初の商業会議所を開設

### トルコ

- ・商標の希釈による商標権の侵害
- ・2024 年 5 月 3~4 日にバリケシル大学が開催した「現代のトルコ：知的財産法の発展－第 2 回国際シンポジウム」にトルコ特許商標庁長官の M. Zeki Durak 氏が出席
- ・標準必須特許と FRAND 宣言に基づく許諾条件
- ・知財四季報ニュースレター——第 5 号
- ・欧州特許ネットワークの第 18 回年次会合
- ・知財紛争の調停に関するワークショップ
- ・著作権侵害を侵害する商標の登録出願に対するトルコの対応策

- ・トルコと米国が協力して模倣品の流通阻止へ
- ・行政手続による商標取消をめぐる最新事情

### アラブ首長国連邦（UAE）

- ・域内貿易の展望を拡大し、投資の流れを円滑化し、e コマースに関して統一的な法的枠組みを確立しようとする GCC の取組に対し UAE が繰り返し支持を表明
- ・アジュマン首長国の警察庁副長官が薬物取締局とアル=ハミーディーヤによる啓発活動を称賛
- ・UAE の関係当局が 2024 年に押収した模倣品の数は 400 万点以上
- ・新興経済部門、観光、起業家育成、再生可能エネルギーに関する協力関係の推進を目指して設立された UAE-イラン合同経済委員会が最初の会合を実施
- ・中央アジア諸国やアゼルバイジャンとともに有望な経済的機会を模索するために開催された「第 3 回アラブ経済協力フォーラム」に UAE が参加
- ・悪意（bad faith）の商標登録からブランドを守るには
- ・UAE とイランが両国間の経済的紐帯と通商面での協力推進に合意
- ・UAE 大学が 2024 年第 1 四半期に発表した研究論文は 813 本、登録した特許は 29 件に

---

### ◆ ニュース

#### 1. 主要トピック

##### カタール

- ・国際商標登録に関するマドリッド協定議定書に加入<sup>1</sup>

2024 年 5 月 3 日、カタールは世界知的所有権機関（WIPO）に加入書を寄託し、「国際商標登録に関するマドリッド制度」に正式に加入した。加入書の寄託は、WIPO 事務局長の Daren Tang 氏と、ジュネーブの国連本部にカタール国から派遣されている常任委員の Hind Abdulrahman Al Muftah 氏が会談した際に行われた。

マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）は、1 つの締約国での 1 回の出願によって商標に対する国際的な法的保護を取得するための簡素化された手続を提供するものである。同議定書への加入は、カタールの企業や実業家にとって極めて重要なステップである。商標その他の知的財産の保護を世界中に拡大することが可能になるからだ。

こうした動きは、知的財産保護に関わる法的枠組みの強化を謳った「カタール国家ビジョン 2030」（Qatar National Vision 2030）に合致するものである。マドリッド協定議定書に加入することによ

---

<sup>1</sup> <https://mofa.gov.qa/en/qatar/latest-articles/latest-news/details/2024/05/04/qatar-joins-madrid-protocol-for-international-trademark-registration>

り、カタールは、外国の投資家にとって魅力的な経済圏の構築と、国際社会におけるカタール企業のプレゼンスの強化を目指している。

## サウジアラビア

### ・SAIP と OMPIC が PPH 試行プログラムを発足<sup>2</sup>

2024年4月24日、サウジアラビア知的財産総局(SAIP; Saudi Authority for Intellectual Property)とモロッコ工商業所有権庁(OMPIC; Moroccan Industrial and Commercial Property Office)は、特許審査ハイウェイ(PPH)の試行プログラムを発足させるという共同声明を発表した。PPHとは、2つの当局間で特許出願プロセスの簡素化を図ることを目的として、当局が互いに相手の審査結果を利用できるようにすることで、特許付与までの流れを大幅に迅速化しようという構想である。当局間の協力関係によって特許出願のバックログが減るだけでなく、特許審査における認識の共有や効率化が促進されることになる。

SAIP と OMPIC は、それぞれの国の最新事情に関する情報を交換し、知財管理に関するベスト・プラクティスを共有することに同意した。さらに、人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)など新たな分野の開拓も、両者の協力関係によって進展するだろう。

SAIP-OMPIC 間の PPH は、サウジアラビアが試行プログラムを通じて構築してきた一連の協力関係の中でも最新の成果である。同国の構想は、PPH を通じて SAIP と他の特許当局との間で構築された既存のパートナーシップをさらに強化することを目指している。SAIP と PPH 協定を取り交わしている当局の中には、中国国家知識産権局(CNIPA)、欧州特許庁(EPO)、日本国特許庁(JPO)、シンガポール知的財産庁(IPOS)、韓国特許庁(KIPO)、米国特許商標庁(USPTO)等が含まれる。

サウジアラビアで特許を出願した者が上記のパートナー国のいずれかの特許を出願する意向がある場合、その者が一定の適格要件を満たしているならば、簡素化された PPH プログラムの恩恵を享受することができる。

## アラブ首長国連邦(UAE)

### ・ラアス・アル=ハイマ首長国で 100 万ディルハム相当の模倣品が押収<sup>3</sup>

ラアス・アル=ハイマの経済開発局(Department of Economic Development)は模倣品に対する取締りの強化に努めているが、その甲斐あって今年第1四半期には押収および法執行措置に関して大きな成果があった。国際的なブランドに関する14件の告発を受けて、合計5,212点の模倣品が押収されたのである。これら模倣品の末端価格は、UAE ディルハムに換算して 14,947,380 ディルハム(およそ 4,035,793 米ドル)にも及ぶ。

<sup>2</sup> <https://www.assahifa.com/english/morocco/morocco-and-saudi-arabia-sign-deal-to-fast-track-patent-approvals/>

<sup>3</sup> <https://enews.alwast.net/arabnews/uae-reports-one-million-dirhams-in>

取締の対象となった模倣品は多種多様であり、装身具から靴、バッグ、腕時計、財布、女性用スカーフ、携帯電話の付属機器などが含まれていた。こうした広範囲のアプローチは、消費者保護とブランドの品位の維持に当局が真摯に取り組んでいることをはっきりと示している。

商業管理保護課 (Commercial Control and Protection Department) の Faisal Aliyoun 課長は、市場の品位を保証するために当局が積極的な措置をとっていることを強調している。監視チームは定期的な市場のモニタリングや組織的な啓発キャンペーンを行うとともに、商業事業者・消費者・商標権者からの苦情に迅速に対応している。これらの活動の目的は、真正品と模倣品の識別法に関して消費者を教育し、消費者の利益を保障することである。

模倣品を市場から排除することにより、当局は、品質やイノベーションに投資している合法的な事業者を支援している。模倣品の存在によって、ブランドの評判や経済の安定性が著しく損なわれる恐れがある。当局の措置は、公正な競争を保証し、企業の成長を促進するような、公平なビジネス環境を創出するのに役立っている。

以上のような構想は、ラス・アル=ハイマの経済的セキュリティを強化するというさらに広範な戦略の一環である。断固たる行動と弛まぬ警戒を通じて、経済開発局は、セキュアな経済環境を醸成し、消費者の信頼を強化し、持続可能な経済成長をサポートしようとしている。

#### ・ UAE と米国が知的財産関連の協力強化を謳った協定に署名<sup>4</sup>

アラブ首長国連邦 (UAE) とアメリカ合衆国 (USA) は、覚書 (MOU) の署名を通じて、知的財産権の分野における協力強化の約束をさらに強固なものとした。この MOU は、協力のための堅牢な枠組みの確立を目的としている。それにより、創造的・革新的な活動の模索と発展を促進し、知的財産に関する新たな政策やシステムの発展を促そうというのである。このパートナーシップは、両国の経済成長と持続可能性に大きく貢献するものと期待されている。

この MOU は、両国の主要な官僚が出席したセレモニーの席上で正式に署名された。UAE の代表として、経済大臣の Abdullah bin Touq Al Marri 氏と、経済省知的財産部部門で次官補佐を務める Abdul Rahman Hassan Al-Muaini 氏がセレモニーに出席した。米国側の代表は、商務省知的財産担当次官兼米国特許商標庁長官を務める Katherine K. Vidal 女史である。

今回の MOU の重要な要素は、5 年間の協力プログラムの発足である。このプログラムによって、米国特許を保有している投資家およびイノベーターが UAE において同様の特許を取得するプロセスが円滑化される。こうした戦略は、知的財産権の安全を保障しつつイノベーションと創造性を養うような環境の創出に両国が全力で取り組んでいることを明らかに示している。

<sup>4</sup> <https://www.uae-embassy.org/news/uae-ministry-economy-and-us-patent-and-trademark-office-deepen-cooperation-ip-policy-systems>

今回の MOU のような強力協調の試みを通じて、UAE は、イノベーションと野心的な事業の最前線を担う拠点として自国を位置付け、中東地域のみならず世界の経済成長と繁栄の先駆者となろうとしている。

## ヨルダン

### ・ヨルダンにおける商標登録/特許登録の件数が 2023 年に爆発的に増加<sup>5</sup>

2023 年、ヨルダンは商標および特許の登録件数の顕著な増加を実現し、イノベーションの促進と知的財産権の保護に対する同国の真摯な取組が実証される形となった。産業・貿易・供給省 (Ministry of Industry, Trade, and Supply) のデータにより、商標登録件数が 69% 増加し、合計 8,521 件の新規商標が登録されたことが明らかになった。同様に、特許登録件数も 2022 年の 54 件から急増し、2023 年には 157 件となった。増加率はなんと 191% である。

このような登録件数の伸びは、ヨルダンがしっかりとした知財制度の創出に熱心に取り組んできた成果である。同省が処理した意匠および実用新案の 130 件の出願（国内からの出願が 100 件、外国人の出願が 30 件）も、前年比で 6% の増加を見せている。さらに、意匠または実用新案の登録証発行件数は 66 件であり、同国が知財の発展に注力していることを反映している。

登録の更新や知財関連の取引も活況を呈している。2023 年末の時点で商標の更新件数は 6,568 件、特許の更新件数は 613 件であった。同省が処理した知財取引の届出のうち、譲渡や合併による商標権の移転は 2,000 件、商標登録簿の記載事項の修正は 1,410 件であり、ヨルダンにおける知財管理が活発な動きを見せていることが見て取れる。

産業・貿易・供給省はデジタル化を推進しており、その結果として電子商取引が実質的に増加している。2023 年に同省が受理した電子商取引は 28,885 件で、前年比で 86% の増加を示している。知的財産権を女性に浸透させる試み、特に「知的財産と起業家精神」に関わるプロジェクトを通じた啓発活動も良い結果につながっており、石油開発局 (Petra Development Authority) の団体商標の登録等の成果が上がっている。

当局の構想は、ヨルダンの「2023–2025 年経済近代化プラン」 (Economic Modernization Vision (2023-2025)) に示された、知財に関する枠組みの強化と中小企業の支援というより広範な戦略に合致している。知財に対する認識を向上させ、知財データへのアクセスを容易にしようとする産業貿易供給省の積極的なアプローチは、ヨルダンにおいて技術革新と卓越性の文化を醸成すべく同省が献身的に取り組んでいることを示している。

<sup>5</sup> <https://jordantimes.com/news/local/trade-ministry-says-trademark-registration-increases-69-2023>

## トルコ

### ・トルコ特許商標庁が手数料を改定、新たな料金の導入も<sup>6</sup>

トルコ特許商標庁（TÜRKPATENT）は特許、実用新案、商標および意匠に関する手数料を改定し、改定料金は2024年4月24日から適用されている。料金改定の詳細は、同日付で官報に掲載された公告「2024年に適用される料金表に関するトルコ特許商標庁の公告」に示されている。公告を見ると、2024年1月の値上げの際には据え置きとされたものを含めてすべての手数料が引き上げられているが、値上げ率はまちまちである。

改定後の料金の一部を以下に示す（「TRY」はトルコリラ、「US ドル」は米ドルを表す）。

- ・ 特許出願手数料：TRY 360（およそ 12 US ドル）
- ・ 実用新案出願手数料：TRY 360（およそ 12 US ドル）
- ・ 商標出願手数料（一区分）：TRY 1,630（およそ 51 US ドル）
- ・ 商標登録手数料：TRY 4,020（およそ 125 US ドル）
- ・ 意匠登録出願料：TRY 1,200（およそ 38 US ドル）
- ・ 商標審判手数料：TRY 1,510（およそ 47 US ドル）

さらに、トルコ特許商標庁は「行政手続による商標の取消」に関する手続につき、初めて手数料を設定している。この手続は2024年1月10日付で施行されたもので、すでに仮申請の受付が行われているが、これまで手数料が定められていなかった。新料金の導入により、この手続を利用しようとする利害関係人やその代理人は、費用計算の見直しを迫られることになる。

「行政手続による商標の取消」の手続に適用される料金が設定されたため、このプロセスは今後本格的に運用されるものと思われる。近い将来に完全な形で運用できるようにするために、関連規則の施行や懸案事項の解決がなされるものと予想される。

## 2. 他のトピック

### バーレーン

- ・模倣品販売で告発されたバーレーンの商業事業者に無罪判決

<https://www.gulf-insider.com/bahraini-trader-acquitted-of-selling-counterfeit-goods/> (2024年5月10日)

### 湾岸協力会議（GCC）

- ・米国特許商標庁の代表団がGCC特許庁を訪問

<https://www.gccpo.org/AboutUs>ShowNews?id=1391> (2024年5月7日)

- ・GCC特許庁が米国特許商標庁の協力を得てGCC加盟国の特許審査官向けに研修プログラムを開発

<sup>6</sup> <https://www.resmigazete.gov.tr/eskiler/2024/04/20240424-4.htm>

<https://www.gccpo.org/AboutUs>ShowNews?id=1392> (2024 年 5 月 8 日)

## イラン

- ・ イランの女性投資家の割合は世界平均以上

<https://kayhan.ir/en/news/127512/iran%E2%80%99s-female-inventor-rate-above-world-average> (2024 年 5 月 19 日)

## ヨルダン

- ・知的財産権保護に関する分野およびリーダーシップ/イノベーションの推進に関して「産業貿易省」が数多くの重要な成果を達成

## クウェート

- ・商標詐欺から消費者を守るためクウェートが新たな措置を導入

<https://www.arabtimesonline.com/news/new-measures-introduced-in-kuwait-to-protect-consumers-from-trademark-fraud/>  
(2024 年 5 月 22 日)

- ・ クウェートが歴史的な知的財産条約を採択

<https://kuwaittimes.com/article/14742/kuwait/other-news/kuwait-adopts-historic-intellectual-property-treaty/> (2024年5月25日)

オマーン

- ・革命的かつ持続可能な建設ソリューションについてオマーンの学生がインド特許を取得

<https://www.onearabia.me/education/omani-students-indian-patent-sustainable-building-solutions-011-032025.html> (2024 年 5 月 12 日)

- ・オマーンが知的財産会議に参加

<https://www.fm.gov.om/oman-takes-part-in-intellectual-property-conference/> (2024 年 5 月 14 日)

## パキスタン

- ・知的財産権の効果的な保護は海外直接投資の誘致に不可欠

<https://pakobserver.net/effective-protection-of-intellectual-property-rights-mandatory-for-attracting-fdi/> (2024 年 5 月 2 日)

- ・違法な貿易がパキスタンに与える損害をパキスタン・ルピーに換算すると年間 7,000 億ルピーもの額に：報道記事

<https://theprint.in/world/illicit-trade-costs-pakistan-over-pkr-700-bn-annually-report/2075469/> (2024 年 5 月 8 日)

- ・パキスタン知的財産機構（IPO）は国家経済振興のための知的財産権を強調

<https://www.urdupoint.com/en/business/ipo-stresses-for-intellectual-property-rights-1827985.html> (2024年5月23日)

## カタール

- カタールが「国際商標登録に関するマドリッド協定議定書」に加入

<https://mofa.gov.qa/en/qatar/latest-articles/latest-news/details/2024/05/04/qatar-joins-madrid-protocol-for-international-trademark-registration> (2024年5月4日)

<https://menafn.com/1108175678/Qatar-Joins-Madrid-Protocol-For-International-Trademark-Registration> (2024年5月5日)

- カタールは知的財産問題に細心の注意を払う意向を確認

<https://www.gulf-times.com/article/682436/qatar/qatar-affirms-paying-great-attention-to-intellectual-property-issues> (2024年5月13日)

- フィリピンとカタールは両国間の投資促進保護協定（IPPA）の批准を年内に完了する見込み

<https://www.pna.gov.ph/articles/1224752> (2024年5月15日)

## サウジアラビア

- 貿易関係の強化を狙う EU がリヤドに最初の商業会議所を開設

<https://saudigazette.com.sa/article/642641/SAUDI-ARABIA/EU-to-launch-first-chamber-of-commerce-in-Riyadh-to-boost-trade-relations> (2024年5月5日)

## トルコ

- 商標の希釈による商標権の侵害

<https://kilinclaw.com.tr/en/trademark-infringements-through-dilution-of-trademarks/> (2024年4月30日)

- 2024年5月3~4日にバリケシル大学が開催した「現代のトルコ：知的財産法の発展－第2回国際シンポジウム」にトルコ特許商標庁長官の M. Zeki Durak 氏が出席

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/international-symposium-on-current-developments-in-intellectual-property-law> (2024年5月3日)

- 標準必須特許と FRAND 宣言に基づく許諾条件

<https://www.mondaq.com/Article/1460508> (2024年5月7日)

- 知財四季報ニュースレター——第5号

<https://www.mondaq.com/Article/1460974> (2024年5月8日)

- 欧州特許ネットワークの第18回年次総会

<https://www.turkpatent.gov.tr/haberler/avrupa-patent-ag-i-18-yillik-toplantisi> (2024年5月9日)

- ・知財紛争の調停に関するワークショップ

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/workshop-on-mediation-of-intellectual-property-ip-disputes> (2024年5月9日)

- ・著作権侵害を侵害する商標の登録出願に対するトルコの対応策

<https://www.managingip.com/article/2d8v08kr8v43lr7t73z7k/sponsored-content/how-turkey-tackles-trademark-applications-infringing-upon-copyrighted-works> (2024年5月17日)

- ・トルコと米国が協力して模倣品の流通阻止へ

<https://www.dailysabah.com/business/economy/turkiye-us-to-work-toward-stopping-counterfeit-goods-flow> (2024年5月22日)

- ・行政手続による商標取消をめぐる最新事情

<https://www.mondaq.com/turkey/trademark/1469328/latest-developments-on-administrative-revocation-of-trademarks> (2024年5月23日)

## アラブ首長国連邦（UAE）

- ・域内貿易の展望を拡大し、投資の流れを円滑化し、eコマースに関して統一的な法的枠組みを確立しようとするGCCの取組に対し UAE が繰り返し支持を表明

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-reiterates-support-for-gcc-s-joint-efforts-to-enhance-intra-trade-prospects-facilitate-investment-flows-establish-unified-legislative-framework-for-e-commerce> (2024年5月1日)

- ・アジュマン首長国の警察庁副長官が薬物取締局とアル＝ハミードィーヤによる啓発活動を称賛

<https://www.ajmanpolice.gov.ae/portal/Front/post/news/5106> (2024年5月1日)

- ・UAEの関係当局が2024年に押収した模倣品の数は400万点以上

<https://www.arnnewscentre.ae/en/news/uae/over-4-million-counterfeit-goods-seized-by-uae-authorities-in-2024/> (2024年5月1日)

- ・新興経済部門、観光、起業家育成、再生可能エネルギーに関する協力関係の推進を目指して設立された UAE-イラン合同経済委員会が最初の会合を実施

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-and-iran-hold-first-session-of-joint-economic-committee-to-promote-cooperation-in-new-economy-sectors-tourism-transport-entrepreneurship-renewable-energy> (2024年5月1日)

- ・中央アジア諸国やアゼルバイジャンとともに有望な経済的機会を模索するために開催された「第3回アラブ経済協力フォーラム」に UAE が参加

<https://www.moec.gov.ae/en/-/uae-participates-in-third-arab-economy-and-cooperation-forum-with-central-asian-states-azerbaijan-to-explore-promising-economic-opportunities> (2024年5月1日)

- ・悪意 (bad faith) の商標登録からブランドを守るには

<https://tribune.net.ph/2024/05/06/protecting-brands-from-bad-faith-registrations> (2024 年 5 月 6 日)

- ・UAE とイランが両国間の経済的紐帯と通商面での協力推進に合意

<https://www.thenationalnews.com/business/economy/2024/05/02/uae-and-iran-agree-to-bolster-economic-ties-and-trade-co-operation/> (2024 年 5 月 6 日)

- ・UAE 大学が 2024 年第 1 四半期に発表した研究論文は 813 本、登録した特許は 29 件に

<https://www.mediaoffice.abudhabi/en/education/uae-university-publishes-813-research-papers-and-registers-29-patents-during-q1-2024/> (2024 年 5 月 11 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 85

[著者]

Saba Intellectual Property

**SABA**  
INTELLECTUAL  
PROPERTY

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2024年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものであります。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。